

滋賀県働く障害者を応援する農福連携モデル事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就労を通じた障害者の社会参加および自立生活の実現ならびに農業経営の安定・向上という双方の課題解決に向けた取組である農福連携を行う事業所を認定することにより、障害者の就労を促進していくことを目的とする。

(認定要件)

第2条 認定の対象は、県内に所在する農業に関する事業者または障害福祉サービス事業所等であり、次に掲げる実績のいずれかを有していることとする。

- (1) 農業に関する事業者であって、農業分野で障害者雇用の実績があり、かつ福祉分野・教育分野との連携を3年以上継続的に行っている。
- (2) 農業に関する事業者であって、農業にかかる作業を障害福祉サービス事業所へ3年以上継続して委託発注している。
- (3) 障害福祉サービス事業所であって、農業にかかる訓練を通して農業分野での一般就労への移行を実現し、かつ1年以上職場への定着に向けた支援を継続して行っている。
- (4) 障害福祉サービス事業所であって、農業に関する活動を通して、前年度において県内の平均賃金または平均工賃以上の工賃実績がある。

(申請方法)

第3条 認定を受けようとする事業所は、認定申請書（様式第1号）を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課または農政水産部農業経営課に提出するものとする。

(認定)

第4条 県は、認定申請書の内容が第2条の要件を満たすと認めた場合、滋賀県働く障害者を応援する農福連携モデル事業所（以下、「モデル事業所」とする。）として認定する。

2 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

(認定後の取扱)

第5条 県は、滋賀県ホームページにてモデル事業所の名称・所在地・認定内容等を公表するものとする。

2 県は、障害福祉サービス事業所や農業に関する事業者、企業等に対して、モデル事業所の情報提供を行うものとする。

(変更の届出)

第6条 モデル事業所は、認定事項に変更があった場合は、認定事項変更届（様式第3号）により、速やかに県に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 モデル事業所が認定継続の意思を失ったときは、認定辞退届（様式第4号）により速やかに県に届け出るものとし、交付した認定証（様式第2号）を滋賀県に返還しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 県は、モデル事業所が、第2条の要件に該当しないことが明らかになったとき、または法令に違反したとき、その他、認定事業所として適当でないと認めるときは認定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。